

太陽光発電設備の設置のための農地転用の手続について

| | | 添付書類 | 注意事項 |
|------------|------------------|---|---|
| 通常の太陽光発電設備 | 通常の添付書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 資金計画を含む事業計画書 ・ 太陽光発電設備のモジュール、パワーコンディショナー、架台等の規格がわかる書類（カタログ等） ・ 電気会社からの接続検討状況がわかる書類（接続検討の回答所等） ・ 事業計画認定通知書の写し ・ 電力会社への電力販売申込書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 甲種、第1種農地への転用は原則不許可 ・ 近隣農地等への被害防除として、雑草対策等の計画を記すこと ・ 他法令（埋蔵文化財や、市土地利用事業（1,000㎡以上の事業）など）で調整が必要な場合は同時進行で協議を進め、申請書の写しや確認書等を添付すること ・ 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電：資源エネルギー庁）に沿って事業を行なうこと |
| 営農型太陽光発電設備 | 通常の添付書類のほかに必要な書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の書類 ・ 下部農地における営農計画書および営農への影響見込み書 ・ 必要な知見を有する者の意見書、もしくは先行事例のデータ書類（※「知見を有する者」とは普及指導員、試験研究機関、設備の製造者等） ・ 農作物の平均収量根拠および育成に適した日照量の根拠を示す書類 ・ 発電設備の設計図（支柱立面図および平面図） ・ 一時転用面積（支柱部分とそのほか耕作ができなくなる部分）の算定図 ・ 撤去に係る第三者機関との保証契約や撤去費用の預託等、または撤去に関する確約書 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一時転用 ※最長で10年（問題がない場合には再度転用可能） ・ 支柱は簡易かつ容易に撤去できるもので、申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること ・ 下部農地の営農が適切に継続されており、パネルの角度、高さ、間隔等からみて農作物の育成に適した日照量や機械等を効率的に利用するための空間が確保されていると認められること ・ 下部農地において生産された農作物の状況（収量等）を毎年1回2月末日までに報告することを義務づける（この場合、営農状況が適切か否か、知見を有する者の意見を付すこととしています） <p>※許可後、営農が行われていない場合や、農地の収穫量が同じ年の地域の平均的な収穫量と比較して2割以上減少している場合等には、設置者に指導、もしくは撤去をするよう指導する場合があります。</p> |